

平成23年9月1日
全国社会保険労務士会連合会
株式会社日本政策金融公庫

社労士会連合会と日本政策金融公庫が 中小企業等支援に関する連携の覚書を締結

全国社会保険労務士会連合会（以下「社労士会連合会」という。）と株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）は、全国の中小企業等の資金調達や労務管理等に関する問題解決を相互に連携して支援していくため、平成23年9月1日、「中小企業等支援に関する覚書」を締結しました。

社労士会連合会と政府系金融機関が中小企業等の支援を目的として業務連携の覚書を締結するのは、全国初となります。

これまで、社会保険労務士は労務に関するトラブルの未然防止又は円満解決を図る立場として、中小企業等を「ヒト」の側面から支援する役割を担ってきました。一方、日本公庫は事業の発展に必要な資金の融資や情報提供等を行う政府系金融機関として、中小企業等を主に金融・財務の側面から支援する役割を担ってきました。

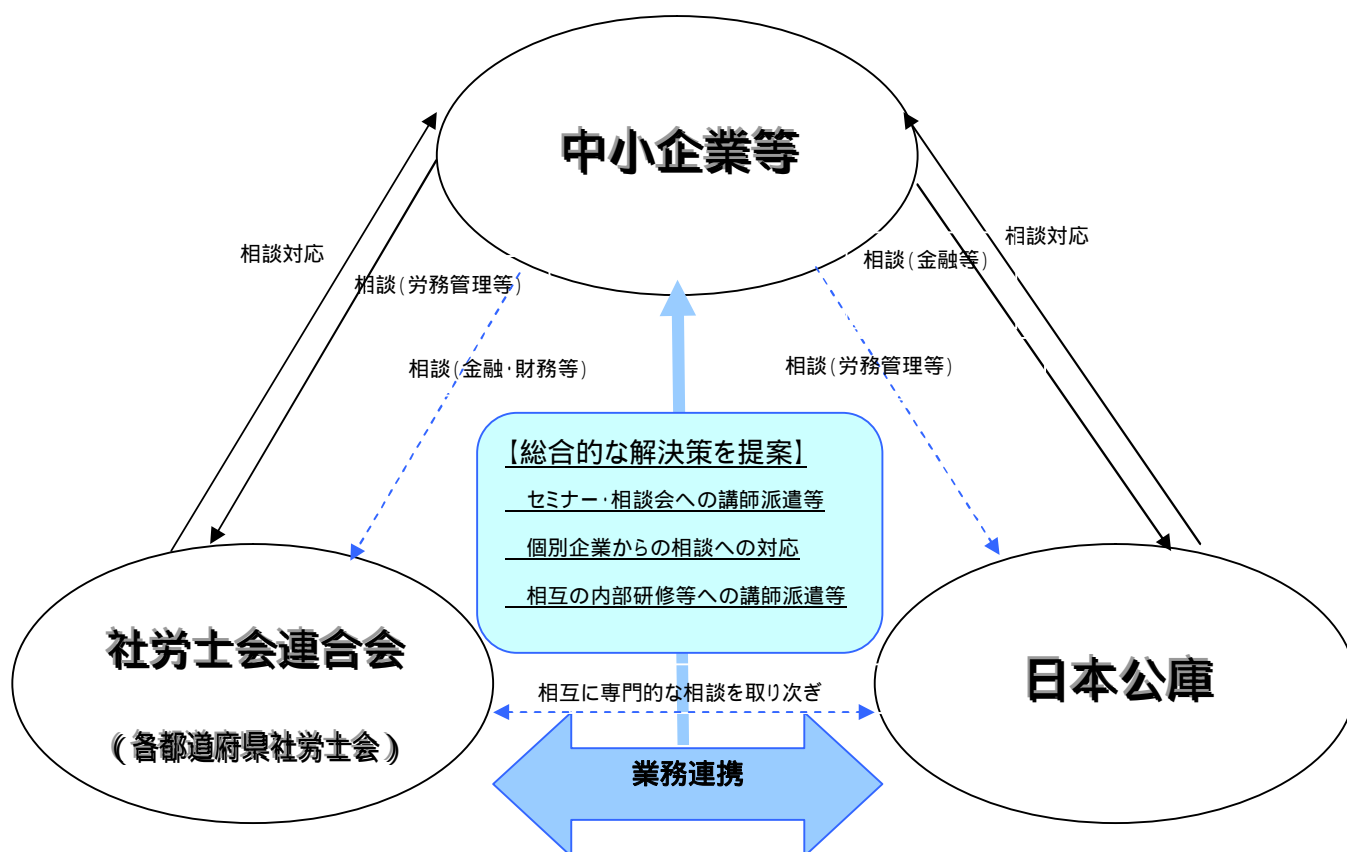
この覚書の締結により、今後、各都道府県の社会保険労務士会と日本公庫の各支店（沖縄県を除く）が、中小企業等向け相談会やセミナーの開催等において連携し、中小企業等の抱える金融・財務や労務の問題の総合的な解決方法を提案できる態勢づくりに努めてまいります。

<お問い合わせ先>

全国社会保険労務士会連合会
（広報担当室 梅谷）
ホームページ：<http://www.shakaihokenroumushi.jp/>
TEL 03-6225-4864

株式会社日本政策金融公庫国民生活事業
（融資部 阿部、殿井）
ホームページ：<http://www.jfc.go.jp/>
TEL 03-3270-1477

業務連携のイメージ



具体的な連携内容

1 中小企業等向けセミナー・相談会への講師派遣等

中小企業向けセミナーや相談会等を開催する際には、日本公庫及び社労士会連合会の各種制度や業務内容等について相互に周知にするとともに、講師の派遣等について協力を行います。

2 個別企業からの相談への対応

個別企業から、相互の専門的な分野について相談したいとの希望があった場合、相互に担当者を紹介し合う等の必要な協力を行います。

3 相互の内部研修等への講師派遣等

相互の制度等に対する理解を深めるため、内部研修や会議等において、相互に講師を派遣し制度説明等を行います。

また、定期的に、相互の担当者が集まる情報交換会を開催し、地域の動向について情報交換を行います。